

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、真岡市総合計画における保健福祉部門の基本構想で“「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～”と掲げ、市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民が共に支え合う地域づくりを推進しています。

また、障がい福祉部門では、令和3年3月に「真岡市障がい者計画（第3期計画）」を策定し、「すべての人がともに生きる やさしさのあるまちづくり」の基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、共に支え合う社会づくりを目指す『ノーマライゼーション』の理念のもと、誰もが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、障がい者の自己実現の支援に向け市民と行政が一体となって取り組み、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現を目指しています。

なお、同年に策定した「真岡市障がい福祉計画（第6期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第2期計画）」の計画期間が令和6年3月に終了することから、新たに国や県が示す障がい福祉に関する指針を踏まえ、本市の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「真岡市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）」を策定するものです。

2 計画の法的根拠

■障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定しています。

■障がい児福祉計画

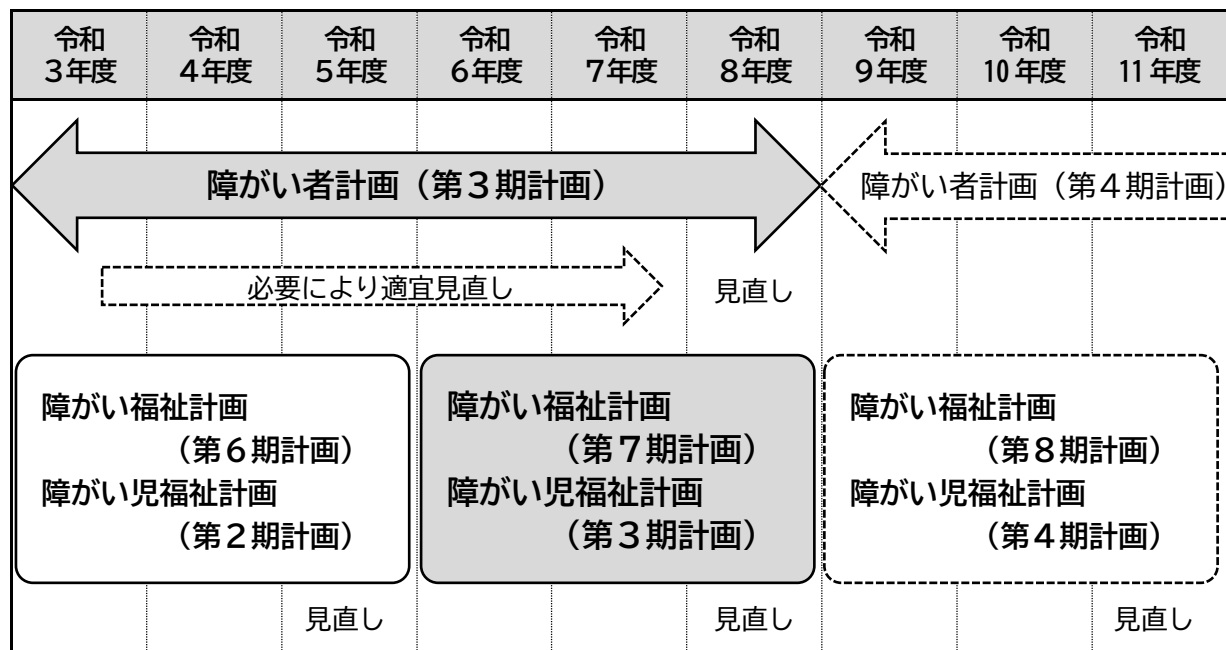
障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）として策定しています。

本計画の「障がいのある人」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病、その他の心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に、日常生活又は社会生活に、相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

3 計画の期間

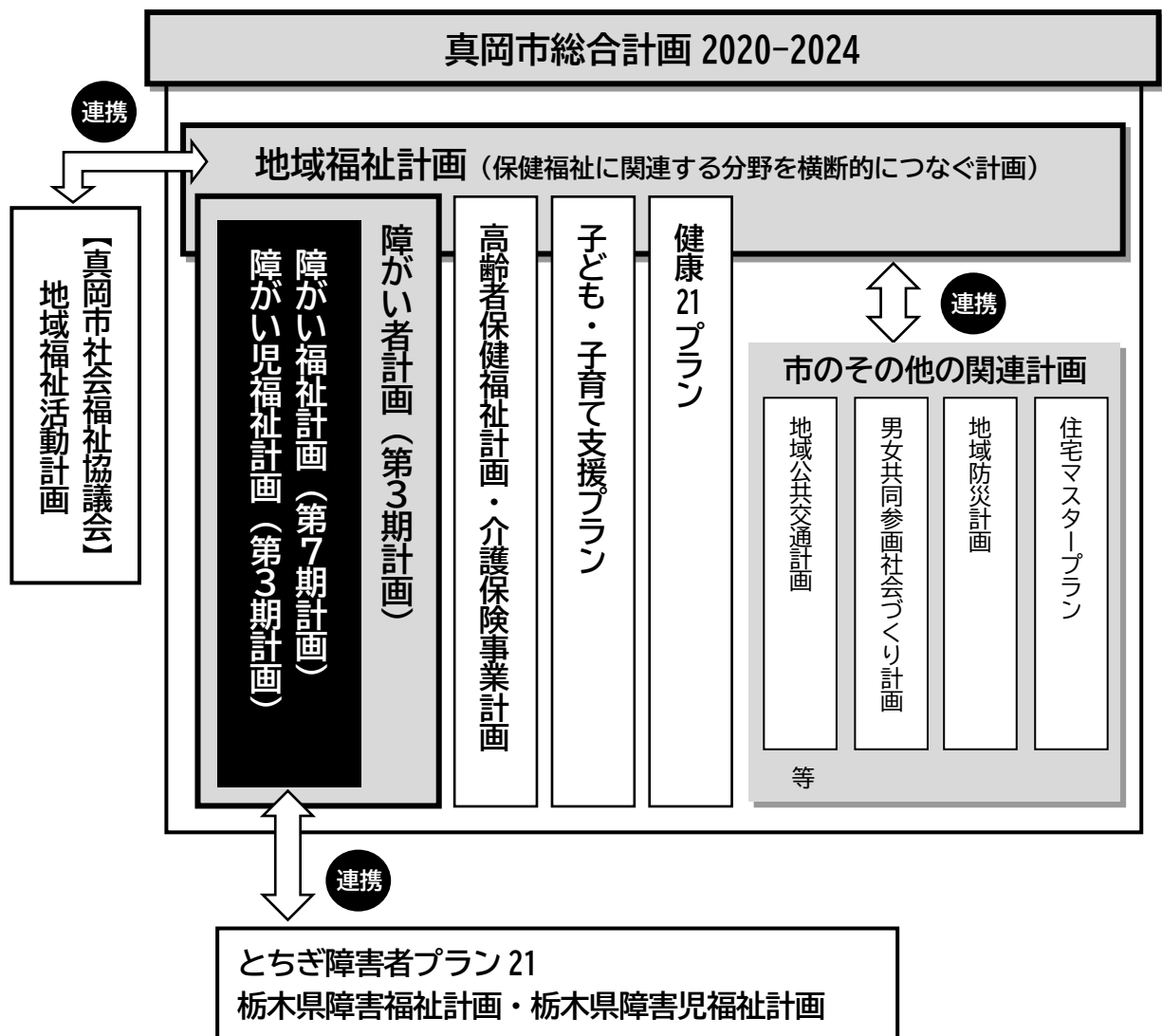
「真岡市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする3か年計画です。

ただし、計画期間中において、法律や制度改正があった場合には、適宜必要な見直しをするものとします。



4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「真岡市総合計画 2020-2024」をはじめ、関連する計画である「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康 21 プラン」などと整合性を図るとともに、栃木県の「とちぎ障害者プラン 21」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」等との整合性を図り策定しました。



5 計画の策定体制

(1) 真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定懇談会

本計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（障害者総合支援法第88条第5項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障がい者団体の代表者、公募による市民の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定懇談会」を設置し、幅広く意見を聴きました。

(2) 真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、「真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、庁内の各担当部門との連携・調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

アンケート調査は、障がいのある人や障がいのある児童の、日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策に活かすことを目的に、令和5年7月に実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、市民や関係者の意見を反映させるため、本計画（案）について、令和6年1月15日から令和6年2月13日までの期間で実施しました。

6 国における計画の基本的理念

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」における、以下の基本的理念を踏まえています。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化を図る。

各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するにあたっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた、効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要である。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による、改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を、中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能、及び住民同士が出会い参加することのできる場や、居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障がい児が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築する。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図る。